

動物の権利と震災：トラウマに苦しむ動物擁護者

Animal Rights and Earthquake: Animal Advocates Suffer Trauma

古澤 美映

キーワード: 動物の権利・災害・トラウマ・産業動物・一般的予想システム

Key words: animal rights, disaster, trauma, industrialized animals, general belief system

はじめに Introduction

2011年3月11日の東北東日本大震災は、日本に未曾有の被害を与え、原発事故の影響で今なお出口の見えない状況である。被害を受けたのは人間だけでなく、限られた情報からはこの災害により動物たちが受けた計り知れない苦しみが伝わってきた。原発事故の立ち入り禁止地区に置き去りにされたペットの犬や猫、そして畜産動物の鶏・ブタ・牛たちについては、飢え、共食いをして、あるいは互いに寄り添うようにしてついには息絶えていった様子が報道された¹。それはこのような地獄のような状況が、現代の日本で起こっていることが信じられないほどの衝撃であった。

このように、この災害において、人間と動物の命の扱いの差は鮮明なものとして表れた。これが人間の子供であったなら、放置して飢え死にさせる、という行為は法的にも罰せられ、社会からも大きな非難を浴びる。それでも動物を助けるための努力は方々で試みられた²。当初海外から被災した動物を助け出すための協力もあった³。警戒区域内のペットについては、12月になって環境省から民間団体による被災ペットの保護を目的とした立ち入りが認められた。しかしながらそれらの努力があってもなお、震災から1年が経とうとする現在でも、人間であつたらいかなる状況であっても助け出されたであろう命は、立ち入り禁止区域の中で、死にゆく経過を辿りつつある。

畜産動物については、一時期放射能の影響の研究のために牛たちをサンクチュアリーに集めて飼育するという案が出されたが、結局は所有者の同意のもとでの殺処分という方法が政府によってとられた。畜産動物を家族同様に育ててきた畜産農家の苦悩も計り知れな

¹ インターネットを中心とし、書籍、写真展、海外のメディアなどによりそれらの様子が伝えられた。

² どうぶつ救援本部（正式名称 緊急災害時動物救援本部） <http://doubutsukyuen.org/> 災害時における動物の救護を目的に、(財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(社)日本獣医師会の4つの団体により構成されている。

³ World Society for the Protection of Animal (<http://animalsindisasters.typepad.com/wspa/>)、International Fund for Animal Welfare (<http://www.ifaw.org/in/>) などの団体が救助に入った。

い。いくら動物が経済目的に飼育された存在であっても、その動物に関わってきた人々にとって、動物はもはや単なる物ではあり得ない。さらに実験動物については、現行法では実験施設の登録制がないために、その被害の概要もよくわからない状態であった。

このように「動物の権利」という言葉が一瞬にして霧散してしまうかのごとく、この災害では動物たちの置かれた厳しく痛ましい現状が浮き彫りになった。しかし本論文で取り上げたい一番の論点は、動物の個体の権利を主張するという点ではない。なぜならば、この災害を通して、動物は自らの言葉で権利を主張することはできないから、動物保護については、動物に関わる人間の側からの視点、人間社会の問題の考察が不可欠だと考えたからである。

筆者自身、震災後被災地に取り残された動物を助けることができないことが非常にもどかしく、情けないという無力感に襲われた。そのうち動物の惨状を表現する映像や文書やインタビュー記事などに接するたびに気分が悪くなり、その映像が頭から離れなくなり、それらの資料を見ることを拒否するようになり、このような無力な自分が動物保護を研究しているというのは欺瞞だと感じるなど、心身ともに不調の状態に陥ってしまった。動物を保護しようとするれば、動物の悲惨な状態を見続けなければならない。そしてそれを何らかの形で社会に訴えかけなければならない。しかしながら、そのことがこれほど辛く矛盾を含んだものだと思われたのはこの災害がきっかけであった。当初これは個人的な問題だと考えていたが、やがて周囲にも同じような症状を訴える人たちがいることが分かった。

一般に程度や内容に差こそあれ、震災後の PTSD(Post-Traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害)については、最近しばしば報告されている。しかし動物保護の文脈で論じられたものは少ないと思われるので、本稿がこれらの問題に直面している動物擁護者の孤独感を和らげ、彼らを取り巻く日本の社会構造改善のための解決の糸口を見出し、ひいては現在も助けを待っている多くの動物たちに配慮が届くのに少しでも役立つことを願う。

もうひとつ、少し異なる文脈で動物について震災以前から筆者が注目してきた事柄に、現在も進行中の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正過程における、実験動物の法的扱いがある。実験施設の登録制については、これまでも改正のたびに争点となってきた。実験施設を登録制にして、視察などによる透明性を確保し、動物実験にも市民が意見を言える体制を整えたいという動物擁護者側と、科学や医療の発展のため迅速な研究体制を作りたい実験者側との意見や視点の相違の溝は長年埋めがたく、今回もまたそれが鮮明になっている。環境省によりパブリックコメントが募集され、また 2012 年 2 月 29 日、民主党第 6 回動物愛護対策ワーキングチームにて各省庁の動物実験関係担当者のヒアリングが行われるなど、今まさに今回の法改正への方針が決められつつある。

これらの問題意識を持つ中、筆者は Taimie L. Bryant 氏による「神話でしかない非暴

力」⁴「トラウマ、法、動物の擁護」⁵という論文に出会った。これらは米国において、畜産動物や実験動物などの産業動物を保護しようとするものの難しさについて、法や社会の問題を論じたものである。そこでこれの2本の論文をそれぞれ辿りながら、「個体と権利」のテーマについて、産業動物保護に注目していきたい。そして今まさに日本が直面している上記の事柄について、最後に若干の考察を試みる。ただし、ここで取り上げる論点が、動物擁護者のトラウマとその背景にある社会構造とその問題にあるため、この中で言及される米国の法律については、これら論文の書かれた2006年当時の内容をそのまま紹介しており、その後の改正等について調査することは本稿ではできなかつたことを記しておきたい。

1.論文紹介「神話でしかない非暴力」(Bryant, Mythic Non-violence, 2006)

この論文は、何が暴力であるかを再定義するための討論の必要性を論じている。大まかな流れは次のようである。

米国社会はあらゆる人種に寛容な「人種のるつぼ」であると自称しているが、実際は多くの人が人種に敏感に反応し、不寛容である。そのため、市民権利擁護者たちは、その強烈な神話的な表現に対して、意義を申し立てるところから始めないと、本当の意味での多様性の基礎を作ることができない。

動物の尊重や保護についても、米国はすべての州に動物虐待禁止法があり、観念的なレベルでは動物に優しい社会だという多くの神話があるが、実際はこのために現実の動物の苦しみを受け入れることの障壁となっている。この非暴力の神話のために、(1)動物使用(搾取)企業が、社会の主流の価値観に乗ることになり、彼らが動物を残酷に、暴力的に扱ってはいないという主張を支え、(2)そのために動物擁護者が言うような動物への残虐さの実態を、暴力を忌み嫌う大衆が信用しないので、動物擁護者自身が沈黙に陥り、(3)反対に動物擁護者の方が些細なことで暴力的な行為者というレッテルを張られやすくなり、(4)それを恐れる彼ら自身も何が本当に暴力的な方法かという定義を考えなおす作業ができなくなる、という流れが米国の社会で作られるという。(p.2)

I.不適切に信頼を要求する問題

この非暴力の神話によって、暴力がなかったという確かな証拠がなくても社会から否定され、真実の暴力が訴えにくくなるということを、米軍の被抑留者や女性へ暴力についても例証する。そして「もし暴力を私的に支配される環境下における暴力と虐待の可能性が我々の一般的予想システムに組み込まれていたなら、我々は当然のこととして、個々の経緯や環境の中に暴力や違反行為の明白な証明がなくとも、より大きな透明性と答責性を求めたはずである。(p.4)」という一文に表れるように、Bryant氏は外からは見えない私的に隠された場面で、一方が他方を支配するという関係にある場合、人間の悪の面を想定にお

⁴ 末尾文献参照

⁵ 末尾文献参照

いて考えるべきだとしている。こうしてこの観点から、暴力を軽蔑し否定する社会文化的神話に伴うコスト（損失）について述べられる。そして透明性と答責性の必要はないというような根拠のない主張は打ち壊すことが必要であり、代わりに信頼のための基礎があるべきであるとする。

II. ト라우マによる沈黙の問題

ここでは社会を背景に暴力の主張を否定された動物擁護者のトラウマがさらに深刻化する過程を描く。米国精神医学会(APA)によりトラウマを引き起こす出来事は近年定義し直されており、多くの研究から直接的でない経験、すなわち他者に対する暴力の目撃、そのようなビデオテープや文書などの間接的な媒体の目撃からも起こり得ると言う。

特に社会正義運動家は、その目的のから必然的・意図的に暴力的なものを見ることにさらされるので、PTSDを引き起こしやすいのだが、そのことはあまり知られていない。(p.4) さらに PTSD は、周囲から重要視されないこと、不信用により感情的身体的苦痛が加わり、真実を述べているのに他者が聞いてくれないという心理的なストレスが増すことで悪化する。そのため口うるさくなったり誇張したりするようになるなど擁護に不利益に作用して、周囲からの不信用の基礎となってしまう。(p.5)

それは擁護者の発言方法が悪いのではなく、社会が、自分たちの日常使っている製品にそんな暴力が含まれていることを信じたくないという傾向が齟齬を生み出すのである。社会の根拠のない非暴力への執着と暴力についての拒否が、擁護者へ、PTSDの可能性を作り出す。

動物擁護者は、動物を守る法があるから動物の残虐な扱いはないという大衆の思い込みを変えさせなければならぬのだが、社会に問題があることを認めさせるという大事な第一歩を失敗すると、擁護者は自己懐疑に陥り、実際の被害者（動物虐待）が増し続けているという罪の意識に苛まれ続け、そしてついには燃え尽きへと繋がっていく。(p.6)

退役軍人や強姦の被害者などトラウマを抱える人々にも同様のことが言える。個々の暴力的な出来事は特別な状況下によるもので非定形的なものだと言われることは、その個人の経験は、社会における体系的な暴力の主張を述べる義務があるという規範的な価値とは十分に一致しないと言われることに等しい。(p.7)社会は真実の暴力の証言に耳を傾け、社会が彼らに組織的な暴力であることの主張を述べる義務があることを認識しなければならない。暴力の証拠をコミュニティーが認めないことは、成長を妨げ、それが掲げるところの非暴力の理想へは永遠に近づくことができなくなってしまう。

特に産業動物の場合、動物とその施設は企業によって所有されたものなので、動物の扱いを暴露することはしばしば不法侵入や不法な行為による。明らかになったことが社会の不信用を消し去ることができるなら、それらは相殺されようが、残念ながらそうはいかない。企業側は動物の残虐な扱いは行っていないと大衆に伝え、動物擁護者に対する法律違反やテロリスト、というラベルづけに成功する。それは社会が非暴力の神話を妄信してい

るためである。「もし暴力がアメリカの社会と文化の一部ならば、なおまた一つの分野においてその主張がなされることは、初めの懐疑ほどには疑いに出くわすことはないだろう。だが実際はそうではないので、人々は、それが動物の擁護者から述べられたとしても、そのような動物の誤った扱いや虐待が本当にあるかもしれない、とは信じようとししないのだ。(p.7)」という箇所を集約される。

III. 反対派の概念の問題

暴力が社会に存在するのだと認めることは、なんでもあり、の状態を擁護するわけではなくて、それをどうやって減らしていくかを考える上での不可欠な第一歩なのである。(p.7) しかし現実には、暴力が我々の社会の一部で拒否されるべきものとなると、「暴力」は反対派に張られるレッテルになる。畜産業や実験施設は、動物擁護者を法を守らない「暴力」や「テロリスト」と呼びたがる。

トム・リーガンは、動物擁護者の暴力は、動物使用企業という暴力の大海の中の、ほんの雨粒のようなものと言うが、それには反対である。動物擁護者の、大衆を混乱させる (disrupt) という、広い範囲の行為や考えについて、「暴力」ひいては「テロリスト」というレッテルが張られた上で、反対派がその定義をコントロールしているからである。(p.9)

その大きな要因が、連邦法の対動物使用企業テロリズム防止法(Animal Enterprise Terrorism Act, 以下 AETA)⁶にある。この法は、動物使用企業への不法侵入や内部を記録しただけで、物損がなくても、「物理的妨害」(physical disruptions)になるとする。この「物理的妨害」で FBI の捜査が可能になり、州の刑法やその制裁を満たすような、正当な根拠としての連邦法と言えるのか大いに疑問である。(p.9) 一度法や政府がそのように仮定してしまうと、本当にそれが暴力かどうかという原点に立ち返ることは難しい。

この法は動物取扱企業が「暴力」を定義することに成功したことを示す。動物擁護者は適法な情報入手の方法をほとんど手に入れていないので、情報を得るためにはこの法を破るしかない。さらに作られた「暴力」のイメージにより自己を責める。

企業側は、このコントロールに成功し、法の後ろ盾を得てますます大胆に動物使用を行う。このような恐れをなした、安全でない社会では、動物擁護者が何をしようとしまいと、「暴力的」で「テロリスト」であると呼ぶことで、その主張を鎮圧することが容易である。

IV. 擁護者間における恐れをなした沈黙の問題

動物擁護者間において、法の改正(AETA の 2006 年の改正)について沈黙があることの理由を二つ挙げる。一つには「非暴力の神話」への傾倒のため、すでに「暴力」と名付けられた行為についての洗練された思慮深い討論をしないで、非合法な行為は「暴力」として大衆に倣って避けているからである。それには理念的というより寄付を得るとか生活費のための居場所を確保するという実践的な理由である。しかし Bryant 氏は、安全でない、恐

⁶ 18 U.S.C. § 43 (1992 年成立 2006 年改正)

れをなした社会において、majority よりも marginal でいることの意味を説いている。もう一つは、このように相手側による「暴力」の定義にとらわれ、そのように呼ばれるのを恐れて、暴力についての議論が「面白くない」または「要点を外れている」と感じているからである。それには、暴力の行為の目的、対象、状況、代替手段の有無など複雑な問いをも含む。しかしもう一度何が本当に暴力かを動物擁護者自身も定義し直す試みが必要である。このような根拠のない社会通念に対する論駁、社会間の討論を通してこそ、神話ではない、本当の意味での非暴力のための基礎が社会に築かれるのだ。

2.論文紹介「トラウマ、法、動物の擁護」(Bryant, Trauma, Law and Advocacy for Animals, 2006)

この論文は、同様に PTSD について扱ったものだが、医学的、心理学的、社会学的研究からの資料が多く用いられている。本論文については、挙げられた資料が多いために、筆者の問題意識の観点から重要と思われる点を中心に、箇条書きという形で挙げた。

内容は主に産業動物を法的に擁護しようとする人が陥る PTSD が、法によって作り出されることについて、米国での具体例を挙げて述べられている。そして、動物の法的擁護者の PTSD を和らげるために、彼らの目撃した動物に対する暴力を社会に伝えることができるような、新たな法改革を主張している。

PTSD の症状：擁護者が、述べようとしている暴力の侵襲的イメージにとりつかれること、いらだちと不安が高まること、知的な活動の柔軟性がなくなること、他人を信頼することまたは協力して仕事をすることができなくなること、批判に過度に敏感になることなど。(p. 63)

I. 動物に害を与える際の法の役割

・うわべだけ動物のため法典化されたものと、実際にはそれがほとんど動物の保護に役立たないことの現実の溝(p.71)

A. 「残虐」の法的定義

・州の虐待禁止法や連邦法の動物福祉法 (Animal Welfare Act, 以下 AWA) は、実験動物や畜産動物をほとんど法的に保護しないことに、法律家自身も驚く。

・「残虐」の定義に異議を申し立てることは、政治的にも経済的にも力を持つ産業に対決することを意味する。それはひいてはトラウマの解消にもつながる。(p.76)

B. 法で認められた、人間の所有物としての動物

・愛玩動物に比べて産業動物は、所有者の権利の強い、モノと同様である。

C. 「動物」の法的定義

- ・法における「動物」の定義から外れる多くの動物がいる。AWA では実験動物の約 95 パーセントが外されている。
- ・それに対して動物企業側の動物の定義は広い。AEPA ではどんな動物を使っている企業でもこの法により保護される。

D. 動物福祉を監視し実施する法的当局

- ・AWA には動物側に立つ人が、公の視察に参加するための規定がほとんどない。(p.81)
- ・AWA の査察制度のマイナス面もある。動物保護をしたい人が思うように、動物が保護されるとは限らない。(p.82)

E. 法的運動家の限界

- ・実体法が動物保護に脆弱ならば、訴訟法はどうか？
- ・その資金力は、企業の動物の残虐な扱いを、不都合に説明するメディアの表現手段をかりたてて、広告を取り下げさせたり、広告を拒んだりするための力にはならない。さらに、動物のためにはどの方法が一番正しいかということについて、法的擁護者間で意見の不一致があり、それが困難をいっそう大きくする。(p.83)
- ・大衆は不都合な知識を求めているからマスメディアは動物保護に飛びつかない。だから、動物擁護者は訴訟を通してのみ大衆を教育することになる。
- ・法的動物擁護者は、ナイーブで頭がおかしいと言われないように、擁護の責任ある道を選ぶという大きな努力をしなければならない。法的改革は不可欠だけれど非常にストレスが大きい。(p.93)

II. ト라우マ：どのようなものであり、擁護にどのような影響を与えるのか

- ・世界貿易ビル的事件でもテレビ放送を見ることで PTSD を引き起こした。動物の場合もビデオテープや文書で暴力を見ることでストレスを引き起こす。(p.94)
- ・ストレスの悪影響を理解しておく必要あり。(p.100)

a) 擁護者の要求に対する社会の反応

b) ト라우マを引き起こす重要な背景的要素としての、法の役割

- ・トラウマによる擁護者の心理変化は、逆効果の方法でふるまうようになったり、非受容的な聴衆に、その非受容は正当だと思わせてしまうような方法や言動をとるようになったりする。(p.101)情報の伝達が下手になる。(p.103)
- ・怒りを生産的なエネルギーに変える一つの方法は、自分自身の状況と聞き手の状況についての知識の土台において、自分の擁護を基礎づけることである。(p.105)
- ・動物企業の内部を映す資料を見て、このような動物の苦しみを我々の社会が広く支持している施設によって引き起こされていることを知ることはつらい。自分や自分の生活とは

関係ないと、異なる反応を示す人に対するにはどうすればよい？（異なる人種の場合でも）

→先々の予想、認知的、感覚的、など、道徳的コミュニティーに入れるかどうかの議論

・最初は見ようとしなない人に対して、動物が苦しみを表現するのは難しい。動物は苦しみを口にできない。(p.109)

・動物は物理的に社会から見えないところに隔離されていることが、我々がその苦しみを見たり聞いたりできない理由である。物理的に離れていて、感覚的情報が低下するため、社会が動物を低く評価する傾向にある。(p.109)これが、動物擁護者が目撃したことがなかなか実感を持って理解されないという理由でもある。

・別に考えられる理由は、多くの人は毎日の生活を変えるのは面倒だから、知ってしまった知識を無視する方が簡単であるということである。(p.111)

・クツェーの小説「動物のいのち」⁷の中のエリザベスの息子（動物擁護者）が見せた腰の低さは、他の動物擁護者にネガティブな影響を与える。

・社会正義運動家は、他の人が知らない本当のことを言うという大きな仕事をしなければならない。

・外見的には思いやりのある人々からの否定的で、相手を見下すような反応は、そのように扱われた人々を、他者に対してトラウマについての真実を述べることを困難にするだろうか？(p.114)

・労働者擁護者⇔動物擁護者 互いに理解可能か？

一つの環境が、労働者も動物も苦しめていると、自分が経験していないことを協同して訴えることはとても難しい。

・それらにもかかわらず、真実を話す擁護者はいるが、トラウマの 4 つの要素に苦しむ。

(p.115) 動物の苦しみを知っていること。その主張を社会が拒否すること。その懸念が病的で見当違いだと言われること。団結力、安定性に欠けた動物の擁護者たちの集まりの正体。

・生存者の罪悪感と、動物の苦しみをやめさせるために任された責任の感覚が起こると、頑固になる。

→PTSD の可能性増す。動物の状況を変えられなかった場合、自分を責めてしまうから。

(p.115)

・法的擁護者のかかえる 3 つの困難(p.116)

①法的な運動家は法的に拘束力を受けた形で「動物のために話している」のである。「責任」は一般に法律家にのみ理解できる言葉で、責任を実際に任されることはない。

②法的でない運動家は、法律は実際にそうであるよりも、もっとうまく機能すると考えるかもしれないが、法的運動家は、それが少ししか達成できないことをすぐに理解する。

③動物の法的擁護は、現存の動物を守る複数あるどれかの法に訴えるという問題ではないから、少ししかない現存法について、その戦略や選択についての多くの、骨惜しみのない

⁷ 末尾文献参照

分析が必要になる。(動物が決めないから)

III. 法の欠陥の文脈における動物の法的擁護

A. コミュニティを構築し、大衆の意識を高めること

1. 象徴的な方法

- ・感情的なレベルでも、象徴的な方法は、動物をすぐに助けるわけではないので、満足がいかない。でも実体法を変えるためにはそれは必要である。
- ・女性や退役軍人の権利について、文学で語ることが、社会における理解を高め（ひいては実体法につながるために）大きな役割を果たした。(p.121)

2. 情報開示についての法

- ・私的な動物使用企業は、現行法によって定められた機関の人以外には資料を見せなくてよい。(p.122)
- ・法的な動物擁護者は、動物搾取企業に対して法的な答責性を求め、今後動物にどのようなことをするのかという情報を得るための道を開くべきである。(p.123)

3. 協同的な擁護

- ・動物の虐待と最下層労働者の両方を救う(p.125)
- ・協同して行う擁護活動の効果。同じ原因が多くの圧迫を生んでいることを示して、社会に問題の複雑さを理解してもらう。(p.126)

B. 動物保護について大衆を教育する人が規制を受けている法的手続きを改革する

- ・アンダーグラウンドな活動家が証拠を暴露した後、より穏健な活動家が社会を変えるためにリレーのバトンを持って次のステージに進めることができるようになる。(p.129)
- ・積極的な法律違反が市民的不服従として保障された次に、それが法改革のために「受容できるもの」として認められるには、まだ差がある。
- ・法律違反のクライアントには、弁護士は普通ボランティアで法的支援を行うことになる。さらに、法律違反を擁護することを好まない、他の善意のクライアントや募金者が離反するかもしれない。
- ・メディアはたまにしか、法律違反の人を擁護しないし、州法と連邦法の AEPA は非合法的な活動に厳しい罰を与える。(p.131)

C. 動物のために発言する権利を与えられた人に関する法律

- ・連邦法のもとで、政府ではなく、動物擁護団体が直接、法を施行できるようにする働きがある。(p.133)
- ・AWAのもとで唯一実施する力のあるのは USDA だが、動物擁護団体は、USDA の視察

の記録をもとに、企業を直接訴えられるようにしたい。アミカス・キューリの文書を提出するためのルールを自由化したい。(現在アミカス・キューリを法廷はすべて必ず受け取る必要はない。)

・これらを改善することにより、原告を設定するのに適したものを得る競争や、どの戦略が動物を保護し自由にするのによりよいかという議論をしないですむようになる。多様な見解を自由に表現できるからトラウマをいやす。(p.133)

conclusion

・他者への暴力を常に見続けること、その暴力を報告したり述べたりする試みの失敗、暴力がまさに現実にあるのだという主張を否定する他者と戦わなければならないこと → (心に) 甚大な被害をもたらす (p.135)

・法が、動物擁護者が受けたトラウマを大きくする要因になっている。

・動物は代弁者を選べないのだから、代弁者としての動物擁護者は、トラウマのストレスの悪影響をよく理解して、できるだけ明晰に穏やかに、考え、感じ、コミュニケーションができるようにしておくことが大事になる。(p.137)

・動物の苦しみを大衆に気づかせる努力は、より広い社会運動コミュニティからの参加を促す。(p.138)

・トラウマを和らげるための法的戦略として次のことを提案する。(p.138)

(1) 動物搾取企業から情報開示を求め、動物保護の要求について象徴的な言明を法の中に盛り込むこと。

(2) 動物の残酷な扱いについて大衆を教育する人への法的手続きの改革。

(3) クライエントの代理の問題に関わらず、法的擁護者の声が法廷に届くように、ルールを自由化すること。

3. 考察と結びにかえて Some thoughts and conclusion

産業動物を擁護することの難しさ、その擁護者が陥る PTSD についてが、Bryant 氏の二つの論文によって語られた。日本の直面している問題については次のことが考えられる。

まず動物実験施設の取り扱いについては、AWA の査察でも問題はまだあるとは言われながらも、やはり届出または登録制にして、施設の答責性、透明性を求めるべきである。生物テロへの恐怖などから、動物施設は閉ざされた空間となりがちであるが、Bryant 氏の主張するように、「暴力」や「テロリスト」が作られるような社会の文脈では、現実と非暴力の神話がかけ離れていく。私的な空間において残虐さや間違いが存在するかもしれない、という想定に基づく一般的予測システムから出発して、暴力が本当はないかという確かな証拠が提示される道筋が開かれるべきである。

また動物擁護者の燃え尽きを防ぐことが、ひいては動物保護に重要であることも述べられた。立ち入り禁止区域内の動物の様子を世界のメディアも注目をしている中、動物を経

済的な利用価値だけでなく、動物の個体の権利を尊重していくような社会でなければならぬ。Bryant 氏が指摘するように、それは動物だけでなく、苦境に喘ぐ人間にも通じる。個人や個体が受けた暴力、目撃した暴力を、発言し主張していくことができるような自由な社会を目指すことは、沈黙や根拠のない社会通念に基づく不安な社会から、真の非暴力へ向かうための基礎的な条件となろう。「原発の安全神話」が壊れた今、我々はこの教訓が投げかけられている。

文献目録

- Bryant, T. L. (2006). Mythic Non-violence. *Journal of Animal Law*, 2, 1-13.
- Bryant, T. L. (2006). Trauma, Law and Advocacy for Animals. *Journal of Animal Law and Ethics*, 1, 63-138.
- Frasch, P. D., Hessler, K. M., Kutil, S. M., & Waisman, S. S. (2011). *Animal Law in a nutshell*. WEST A Thomson Reuters business.
- Harlan, Chico (The Washington Post). (2011, Nov. 26). No-go zone a wasteland frozen in time. *The Japan Times*, p. 3.
- Kyung Lah, CNN. (2012, Jan. 26). *Fukushima's animals abandoned and left to die*. Retrieved Feb. 29, 2012, from CNN.com: <http://edition.cnn.com/2012/01/26/world/asia/fukushimas-animals-abandoned-and-left-to-die/index.html>
- States, A. c. (2011, May 5). *Nuclear Accidents and the Impact on Animals*. Retrieved Feb. 25, 2012, from International Fund for Animal Welfare: http://www.ifaw.org/sites/default/files/nuclear_accidents_impact_on_animals.pdf
- クツェーM.ジョン. (2003). 動物のいのち. 大月書店.
- 環境省自然環境局動物愛護管理室. (2011年12月9日). 民間団体による警戒区域内の被災ペットの保護に関するガイドラインについて (お知らせ). 参照日: 2012年3月1日, 参照先: 動物の愛護と適切な管理: <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>
- 太田康介. (2011). のこされた動物たち 福島第一原発 20 キロ圏内の記録. 飛鳥新社.
- 太田康介. (2012). 待ちつづける動物たち 福島第一原発 20 キロ圏内のそれから. 飛鳥新社.
- 動物愛護管理のあり方検討小委員会中央環境審議会動物愛護部会. (2011年12月). 動物愛護管理のあり方検討報告書. 参照日: 2012年3月4日, 参照先: 環境省: <http://www.env.go.jp/council/14animal/r143-01.pdf>
- 福島第一原発被曝動物対応専門家会議. (2011年5月10日). 日米専門家会議に提言を受けて、日本委員からの意見. 参照日: 2012年2月25日, 参照先: <http://www.jarmec.jp/pdf/IFAW-all.pdf>

謝辞

指導教官の嶋津格先生をはじめ、筆者の研究の遅れがちな歩みにも関わらず、励まし続けて下さった多くの方々に感謝いたします。